

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校刑事教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第28号
令和4年3月11日
警察庁刑事局捜査第一課長

死因究明等推進地方協議会への情報提供等について(通達)

令和3年3月、総務省が実施した「死因究明等の推進に関する政策評価」(以下「政策評価」という。)において、都道府県ごとに置かれた死因究明等推進地方協議会(以下「地方協議会」という。)が、期待された役割を果たせていないとの問題意識から、死因究明等に関する課題の解決に向けて、現場の実態を踏まえた効果的な施策展開ができる場となるよう、積極的な支援を行うこと等の意見が、総務大臣から国家公安委員会・警察庁、厚生労働省等関係5省庁の大臣に通知されたところである。

上記意見においては、「地方協議会等において、各都道府県の状況を踏まえた死因究明等の推進に係る施策の議論が進められるよう、少なくとも基本的施策ごとに把握すべきデータを提示する必要がある。例えば、死因究明等に係る各種情報(在宅死亡者(地域別・死因別)、警察等取扱死体の内訳(年齢別)等)について、地方協議会等において分析・活用できるデータとして提示すべきではないか。」等と示されている。

警察としては、地方協議会で死因究明等について地方の状況を踏まえた議論がなされることは、検視等への立ち合いを行う医師(以下「検視等立会医」という。)等や身元確認を行う歯科医師の育成及び資質の向上にもつながり、結果として犯罪死の見逃し防止に資することから、地方協議会から警察が取り扱った死体に関する情報の提供を求められた場合には、プライバシーや捜査への影響等に留意しつつ、死体取扱数のほか、年齢別、性別等死因究明等の推進に資するデータを提供するなどして、実効ある議論がなされるよう協力されたい。

また、政策評価においては、「警察等における死因究明等の実施体制の充実」平成30年における検視官臨場数及び臨場率は、どちらも23年に比べ増加しているが、警察本部があらかじめ登録等している検視等立会医の人数は、17本部において、31年は23年に比べ減少している。死因究明等の実施体制の充実については、検視官の臨場率が向上する一方で、検視等立会医の確保に困難を感じている現場がある状況が見受けられ、これらの状況は地域によっても異なることから、地方協議会の場等を活用しつつ、検視等立会医の確保を図る取組について検討することが課題と考えられる。」等と示されており、総務省が実施したアンケート調査の結果においても、検視等立会医の不足や高齢化により、その確保が困難であることが課題等となっていることから、地方の状況を踏まえ、該当する都道府県警察については、地方協議会において、都道府県医師会等と連携するなどして、検視等立会医の確保を図る取組について検討され

たい。

なお、厚生労働省によると、令和4年2月28日現在、地方協議会が設置されている都道府県は42都道府県であり、5県は未設置である。未設置の県においては、知事部局に対して地方協議会の設置を働き掛けるなどされたい。

本通達については、厚生労働省医政局医事課と協議済みである。

添付資料（省略）